

令和3年第2回安城市議会定例会請願文書表

令和3年6月4日

番 号	請 願 第 1 8 号	受理年月日	令和3年5月13日
件 名	3月10日の永田敦史議員の動議とその議決を、憲法及び国家賠償法等に基づき無効とすることを求める請願		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>3月10日の本会議で、3月2日に行われた白山松美議員による請願第2号と第3号における賛成討論内の発言『安城市議会には、議員間でいじめや差別（すなわち納税者差別及び有権者差別）、さらには暴行が横行していると聞いていますが、やはりそういうことなんですか？』について、永田敦史議員から地方自治法第129条1項を根拠に発言取り消しの動議が出され、議会はそれを議決して動議は成立しました。しかし、この動議とその議決に法的正当性を見いだすことができません。</p> <p>まず、地方自治法第129条1項は『普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる』となっています。この条文は、自治六法等にも記載がある「議場の秩序維持」の規定であり、①その議場の状態を規定しているにすぎない。かつ、過去については言及していない。②秩序維持は、議長の行為であり、議長以外ができるわけではない。つまり動議の根拠となり得る条文ではありません。なぜこの条文が動議の根拠となるのか説明していただきたい。</p> <p>また、『暴行が横行していると聞いていますが、やはりそういうことなんですか？』と尋ねているだけであり、なぜ確認の意味で尋ねることも許されないのか疑問です。これは憲法で保障された言論・表現の自由を踏みにじる暴挙と断じなければならないでしょう。</p> <p>次に、そもそも動議とは『議事の進行又は手続きに関して提出されるもの（議員必携：全国町村議長会）』であり、その手続きは地方自治法等に明記され、動議の種類としては前回の議員必携にも詳しく記されています。しかし、永田議員の動議は議員必携にあるどの動議の種類にも該当せず、しかも、安城市議会において前例すらないものだということです。</p> <p>また、動議は『一般的に会議途中において発議されるもの（議員NAVIより）』であり、その動議の提案要件は『その議決が実質的に意味を持つ間になされることを要す（大塚康男著：議会人が知っておきたい危機管理術）』とされ、『議長の表決宣告後の動議の提出について標準市議会会議規則には、議長の表決宣告後は何人も発言をすることができないと規定されています（全国市議会議長会調査部による回答）』となります。つまり、議案は3月2日に議長の表決宣言が出ており、表決宣言後は何人も発言はできず、さらに、動議の議決は議案の表決に実質的な意味を持つものではありません。</p> <p>しかも、懲罰動議ですら当該会議より3日以内とされているのに、今回の動議は3月2日の議長の表決宣言から8日も経過しています。</p>		

本動議は地方自治法及び会議規則等のルールを逸脱したものであり、法的にも社会通念上も無効と判断せざるを得ません。

最後に、日本国憲法第17条（公務員の不法行為による損害の賠償）に基づき制定された国家賠償法（昭和22年法律第125号）には、

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

・・・とあり、本動議を安城市議会が正当化するようなことがあれば、請願者は本条文に従い刑事告発等も考えざるを得ないことになります。

要 請願事項

以下の5点を請願します。

1 日本国憲法第21条1項で、『言論及び表現の自由』が国民には保障され、さらに、安城市議会基本条例第3条1項にも『議会は言論の府』と明記されています。

請願者は、安城市議会において数年前にも暴行事件があったと聞いていることから、請願者からのメッセージの中で『暴行が横行していると聞いていますが、やはりそういうことなんですか？』と尋ねることがなぜいけないのでしょうか？法的、論理的に説明して下さい。

2 地方自治法第129条1項がなぜ本動議の根拠となりうるのか法的、論理的に説明して下さい。

3 もし、この事態を容認するならば、一部の議員たちにより言葉狩りや言論弾圧が横行する事態も想定されます。それでも良いということでしょうか。教えて下さい。

4 3月10日の永田議員による動議とその議決は、法的根拠、会議規則、及び前例等のどれをとっても正当性は認められないことから、3月10日の動議とその議決を無効とすることを求めます。

5 本請願を否決されるならば、その法的根拠、会議規則及び前例等の客観的根拠を詳しく説明して下さい。

追記…もし上記内容に質問等があれば、正確な答弁をさせていただくために、委員会審議の5日前までに文書でお知らせ下さい。